

平成三十年度第十二回（二月）

諫早市農業委員会総会 議事録

平成30年度諫早市農業委員会 第12回総会議事録

1 開催日時 平成31年2月27日(水) 開会 午後2時00分～ 閉会 午後3時50分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 18人

会 長 20番 山開 博俊

会長職務代理者 19番 小森 俊夫

農 業 委 員

1番 池田つや子

2番 久保 繁

3番 中尾 貞治

4番 久本 純造

5番 立森 和富

6番 前田 貞松

7番 末永 進

8番 菅原 篤博

10番 山口 勇満

11番 西村ふじ子

12番 馬場 誠治

13番 増山 太大

15番 澤久 進

16番 西尾 正信

17番 池田 武弘

18番 野副 栄治

4 欠席委員 1人

14番 横田 親紀

5 付議事件

第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願審議の件

第4号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第5号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第6号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願審議の件

第7号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第8号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第5号 農業用施設届出書受理の件

第6号 農地改良届出書受理の件

第7号 非農地通知申出書受理の件

第8号 農地法第32条に基づく利用意向調査の結果及び農地中間管理機構への情報提供の件

7 その他

8 事務局

局長 池松 弘 次長 寿柳 知己 参事補兼主任 田中 正和
主任 半田 智也 技術職員 本川 正彦

9 議 事

(開会)

議 長 これより、平成30年度諫早市農業委員会第12回総会を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきましてご報告いたします。
農業委員会の在任委員19名中、18名の出席で定足数に達していますので、総会が
成立していることをご報告いたします。

なお、14番・横田委員から欠席の届出がっております。
以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議
事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に6番・前田委員、13番・増山
委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を
受けてから、氏名を告げて発言願います。

また、発言は簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取
の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします

事務局 第1号議案「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」の説
明をいたします。

まず、これから説明いたします5件の農用地からの除外に関しては、代替地がないこ
と、農用地の周辺部であること、担い手への農地利用集積への影響がないこと、土地改
良施設への影響がないこと、基盤整備事業から8年を経過していないものではないこと
などの5つの要件について確認できたものとして、諫早市長から農業委員会へ意見を求
められたものでございます。

1番、諫早地区、仲沖町の農地、田1筆、3,220㎡の農用地区域からの除外につ
いて。

申出者は、隣接地において認定こども園を運営されており、既存の施設では送迎の際

の安全確保が難しく、駐車場及び園庭・運動場の拡張を考えているとのことで、除外後は農地法第5条の農地転用申請を予定されています。

2番、本野地区、本野町の農地、田1筆 291㎡の農用地区域からの除外について。

申出者は、道を挟んだ隣接地において製材所を経営されており、原材料及び製材後の商品の保管場所及び重機やトラックの駐車場として利用するとのことで、除外後は農地法第5条の農地転用申請を予定されています。

3番、高来地区、高来町西尾の農地、畑1筆、1,207㎡のうち500㎡の農用地区域からの除外について。

申出者は、同居している世帯員の増加により、現在の住居が手狭となり、息子が住宅を建設するとのことで、除外後は分筆終了後に農地法第5条の農地転用申請を予定されています。

4番、高来地区、高来町坂元の農地、田2筆、622㎡の農用地区域からの除外について。

申出者は、土地改良区で受益地の水田への用水路の管理運営を行っており、申請地の北側に河川からの取水口があり定期的に管理を行っているとのことで、除外後は農地法第5条の農地転用申請を予定されています。

5番、小長井地区、小長井町遠竹の農地、畑1筆、297㎡の農用地区域からの除外について。

申出者は、昭和61年の自宅の建築に伴い、所有する農地への耕作道を拡張し自宅進入路として利用するようになったとのことです。除外後は農地法第4条の農地転用申請を予定されています。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を推進委員と確認してきました。申し出地は農用地区域の周辺部にあたり、担い手への農地利用集積にも影響がなく、そのほかの要件にも該当することから、「除外してもやむを得ない」との地区別協議会で判断しました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

- 議 長 次に、2番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
- 2番の現地を推進委員と確認してきました。申し出地は農用区域の周辺部にあたり、担い手への農地利用集積にも影響がなく、そのほかの要件にも該当することから、「除外してもやむを得ない」とのと地区別協議会で判断しました。
- ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 2番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、2番の農用区域からの除外は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、2番の農用区域からの除外は「やむを得ない」と意見することに決定いたします。
- 議 長 次に、3番と4番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
- 3番の現地を推進委員と確認してきました。申し出地は農用区域の周辺部にあたり、担い手への農地利用集積にも影響がなく、そのほかの要件にも該当することから、「除外してもやむを得ない」とのと地区別協議会で判断しました。
- 続きまして、4番の現地を推進委員と確認してきました。申し出地は農用区域の周辺部にあたり、担い手への農地利用集積にも影響がなく、そのほかの要件にも該当することから、「除外してもやむを得ない」とのと地区別協議会で判断しました。
- ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 3番と4番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、3番と4番の農用区域からの除外は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、3番と4番の農用区域からの除外は「やむを得ない」と意見することに決定いたします。
- 議 長 次の5番は、○番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。
- (○番委員退席)
- 議 長 それでは、5番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
- 5番の現地を推進委員と確認してきました。申し出地は農用区域の周辺部にあたり、担い手への農地利用集積にも影響がなく、そのほかの要件にも該当することから、「除

外してもやむを得ない」ものと地区別協議会で判断しました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 5番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

議 長 ○番委員の入場を求めます。

(○番委員入場、着席)

議 長 ただいま、決定をいただきました意見は、当委員会の意見として市に回答することといたします。

(議案第2号) それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、本明町の農地2筆、711㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は10,057㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に35年間従事され、譲受人宅から申請地まで約500mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

2番と3番は借人が同一の案件です。

2番、小野地区、川内町の農地1筆、1,249㎡、

3番、小野地区、川内町の農地1筆、1,249㎡、

計2筆、2,498㎡を新規に就農し農業経営を行うため、2番を使用貸借5年、3番を賃貸借5年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は2,498㎡で、農業委員会が定める下限面積に達していませんが、農地法施行令第2条第3項第1号の規定において、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培であり、かつ、その経営が集約的に行われるものであると認められる場合は、不許可の例外とするとされており。今回の申請は、ミニトマトの栽培であり、ハウスで集約的に行われると認められることから、下限面積の例外規定を適用しております。

トラクター等の機械は実家から借り、噴霧機は導入する予定としており、親族と一緒に農作業をする予定です。また、実家で農作業の経験があり、農業研修を1年間受け

ており、借人宅から申請地まで車で約3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番、真津山地区、久山町の農地1筆、1,249㎡を耕作に便利のため、使用貸借5年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は5,725㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、借人宅から申請地までは徒歩で2分から3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、高来地区、高来町東平原の農地1筆、112㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は26,535.23㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に32年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、高来地区、高来町上与の農地1筆、482㎡の贈与を受け、農業に精進するための申請です。

権利取得後の農地面積は26,084㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地まで約800mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、小長井地区、小長井町井崎、遠竹の農地14筆、8,710㎡を利用権設定の期間満了により引き続き後継者へ貸し付けるため、使用貸借10年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は8,710㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に25年間従事され、借人宅から申請地まで車で約5分から10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

8番、小長井地区、小長井町打越の農地1筆、609㎡を土地改良事業に取り組むため、使用貸借5年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は7,768㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械はリースにより確保されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に20年間従事され、借人宅から申請地まで1.5kmでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

9番、小長井地区、小長井町打越の農地3筆、2,148㎡を土地改良事業に取り

組むため、使用貸借5年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は15,202㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に33年間従事され、借人宅から申請地まで300mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。10番、小長井地区、小長井町大峰の農地2筆、470㎡の贈与を受け、農業に精進するための申請です。

権利取得後の農地面積は5,020㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に45年間従事され、譲受人宅と申請地は隣接していますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。11番、小長井地区、小長井町遠竹の農地9筆、6,331㎡の贈与を受け、農業に精進するための申請です。

権利取得後の農地面積は6,331㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや噴霧器等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に30年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、玉葱等を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員 はい、○番委員。

議長 ○番委員。

委員 買われる方は80歳ですが、後継者はいらっしゃるのでしょうか。

委員 はい、○番委員。

議長 ○番委員。

委員 同居の息子さんがいらっしゃいます。

委員 はい、○番委員。

議長 ○番委員。
委員 分かりました。
議長 他に、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議長 次に、2番と3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 委員補足説明を致します。
2番と3番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、ハウスでミニトマトを栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法施行令第2条第3項第1号による例外規定に該当するため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
議長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。
委員 はい、○番委員。
議長 ○番委員。
委員 2番と3番の借受者は新規就農でミニトマトを作付けされるとの説明がありましたが、いつから新規就農されるのですか。そして、地区別協議会には来られましたか。
事務局 はい、事務局。
議長 事務局。
事務局 今回から新規就農ということになっておりまして、今はまだ学校に通われておられまして、4月からの就農となります。
当初の予定では、認定新規就農者になってから農地を借りられる予定だったのですが、ハウス建設の補助事業との関係で、農地を先に借りることとなり、今回3条での申請があがっているところです。
また、C地区の地区別協議会において、営農計画等の説明をしてもらいました。
委員 はい、○番委員。
議長 ○番委員。
委員 分かりました。
議長 他に、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
議長 ご質問がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
議長 ご異議がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することに決定いたします。

- 議長 次に、4番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 委員補足説明を致します。
4番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜を栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 4番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、5番と6番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 委員補足説明を致します。
5番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜を栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
続きまして、6番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、アスパラガス、キャベツ等を栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 5番と6番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、5番と6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、5番と6番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、7番から11番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 委員補足説明を致します。
7番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜を栽培

されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
続きまして、8番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
続きまして、9番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
続きまして、10番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、さつまいも、玉葱等を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
続きまして、11番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜、みかんを栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 7番から11番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番から11番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番から11番は申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可書分の取消願審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可書分の取消願審議の件」を説明します。
1番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、2,483㎡につきましては、平成19年7月の総会において審議され、7月27日付けで許可された案件です。

申請理由は、「農業経営規模を拡大するため、購入する。」というものでありましたが、許可後、譲受人の都合により予定していた農地の購入が出来なくなったとのことで、今回許可処分の取消願が提出されております。

当該農地につきましては、平成23年5月11日に土地改良法による換地処分が行われ、現在、土地の所在、地番、地積が変更されています。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区協議会で協議したところ、登記簿上の所有者は譲渡人の名義となっており、現在も譲渡人により耕作されていますので、許可処分の取消につきましては問題ないと思われれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、願出どおり許可を取り消すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、願出どおり許可を取り消すことに決定いたします。

(議案第4号)次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 1番、飯盛町開の畑、248㎡に申請人が自己住宅を建築する申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。

建物は木造平屋建、汚水等は合併浄化槽を経由し水路へ放流、隣接農地の所有者2名との協議書が添付されており、被害発生の恐れはないと思われれます。

資金計画については、残高証明書で確認しております。

以上です。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の農地の立地基準については第3種農地です。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、申請内容は許可基準を満たしており適正であると思われれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 1 番の説明がありました、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1 番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第 5 号) 次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1 番についてご説明します。1 番は栄田町の畑、1 筆、5 6 m²を譲受人が購入し、宅地造成地への通路用地にする申請です。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。

分譲宅地は栄田町 6 筆の原野に 1 3 区画造成されます。

隣接する農地はないことから被害発生の恐れはないと思われま。

資金計画については、融資予定証明書、残高証明書で確認しております。

都市計画法開発許可申請中です。

2 番についてご説明します。2 番は福田町の畑、1 筆、1 8 0 m²を譲受人が共有で購入し、自己住宅を建築する申請です。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。

建物は軽量鉄骨二階建、汚水等は合併浄化槽を經由し道路側溝へ放流、隣接する農地はなく被害発生の恐れはないと思われま。

資金計画については、融資予定証明で確認しております。

都市計画法については 2 月 1 5 日付で建築許可済です。

3 番についてご説明します。3 番は栗面町の田、3 筆、計 2, 5 6 5 m²を譲受人が購入し、同町の雑種地の一部と併せて駐車場用地にする申請です。

農地区分は市街化調整区域、農振白地です。

駐車場が不足しているため、1 0 2 台分の駐車場を整備することです。

雨水は中央に集めて本店側の水路へ流し農地側へは流れないようにする。隣接農地の所有者 5 名との協議書が添付されており、被害発生の恐れはないと思われま。

資金計画については、残高証明書で確認しております。

環境保全条例に基づく協議については、5 0 cm を超える盛土の面積が 1, 0 0 0 m² 未満であるため、不要となっております。

4 番についてご説明します。4 番は宗方町の田、2 筆、計 2. 8 2 m²を譲受人が取得し住宅用地とする追認の申請です。代わりに譲受人の宅地、2. 6 6 m²を譲渡人が取得する交換となります。両名の土地の境界を現状に合わせて修正するものです。

農地区分は市街化調整区域、農振白地です。

平成 2 5 年から現在まで被害の発生はなく、今後も被害の発生はないと思われま。

転用指針では、既存宅地の 2 分の 1 内の拡張は第 1 種農地の不許可の例外に該当します。また越境については追認可能とされております。

5 番についてご説明します。5 番は貝津町の田、2 筆、計 1, 0 0 8 m²を借人が賃借し、デイサービス施設と従業員の駐車場用地にする申請です。農地区分は市街化調

整区域、農振白地です。

施設の建物は木造平屋建、汚水等は合併浄化槽を經由し水路へ放流、2筆とも隣接する農地はなく被害発生のおそれはないと思われます。

資金計画については、融資予定証明書で確認しております。

デイサービス施設については都市計画法開発許可申請中です。

6番についてご説明します。6番は下大渡野町の田、1筆、495㎡を譲受人が購入し、自己住宅を建築する申請です。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。

建物は木造平屋建、汚水等は公共下水道接続、隣接する農地はなく被害発生のおそれはないと思われます。

資金計画については、残高証明で確認しております。

都市計画法建築許可申請中です。

7番についてご説明します。7番は長田町の田、1筆、426㎡を譲受人が購入し、貸駐車場用地にする申請です。

農地区分は市街化調整区域、農振白地です。

隣接地にある共同住宅住民の要望により月極駐車場として使用するとのことだす。

申請者は共同住宅を管理する会社だす。

雨水は水路へ、隣接農地の所有者1名との協議書が添付されており、被害発生のおそれはないと思われます。

資金計画については、預金通帳で確認しております。

8番についてご説明します。8番は長田町の畑、1筆、695㎡を譲受人が使用貸借し、自己住宅を建築する申請だす。

農地区分は市街化調整区域、農振白地だす。

雨水は水路へ、隣接農地の所有者1名との協議書が添付されており、被害発生のおそれはないと思われます。

資金計画については、預金通帳で確認しております。

9番についてご説明します。9番は中田町の田、1筆、379㎡を譲受人が購入し、自己住宅を建築する申請だす。農地区分は市街化調整区域、農振については平成31年1月7日に農振除外がなされて白地となっています。

建物は木造二階建、汚水等は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流、隣接農地所有者1名との協議書が添付されており被害発生のおそれはないと思われます。

資金計画については、融資予定証明で確認しております。

都市計画法建築許可申請中だす。

10番についてご説明します。10番は白木峰町の畑、1筆、1,548㎡を譲受人が購入し、太陽光発電設備用地にする申請だす。

農地区分はその他の区域、農振白地だす。

申請面積は1,548㎡でありますた、傾斜地、南側農地との緩衝地等を除いた設置可能面積は908㎡となっています。

ソーラーパネル枚数は324枚、売電単価は18円だす。

雨水は南側に設置する溜樹・水路を經由して道路側溝へ、隣接農地の所有者1名と

の協議書が添付されており、被害発生の恐れはないと思われます。

資金計画については、融資予定証明、残高証明で確認しております。

11番についてご説明します。11番は飯盛町野中の畑、3筆、計246.33㎡を譲受人が購入し、従業員及び事業用車輛の駐車場用地にする申請です。

農地区分はその他の区域、農振白地です。

雨水は水路へ、隣接農地の所有者1名との協議書が添付されており、被害発生の恐れはないと思われます。

資金計画は、預金通帳で確認しております。

12番についてご説明します。12番は高来町町名の畑、1筆、95㎡を譲受人が購入し、隣接地に所有する貸家住民の駐車場用地にする申請です。

併用地は宅地3.24㎡です。

農地区分はその他の区域、農振白地です。

雨水は道路側溝へ、隣接する農地はなく被害発生の恐れはないと思われます。

資金計画は、預金通帳で確認しております。

議長 議案第5号の説明がありましたので、1番と2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の説明をします。

農地の立地基準については第2種農地です。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、事業計画書及び土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。

2番の説明をします。

農地の立地基準については第2種農地です。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、申請内容は許可基準を満たしており適正であると思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することに決定いたします。次に、3番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

3番の説明をします。

農地の立地基準については第2種農地です。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、事業計画書及び土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議 長 3番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、4番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
4番の説明をします。
農地の立地基準については第1種農地です。
担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、申請内容は許可基準を満たしており適正であると思われます。
ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 4番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、5番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
5番の説明をします。
農地の立地基準については第2種農地です。
担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書及び土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。
ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 5番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、6番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
6番の説明をします。
農地の立地基準については第3種農地です。
担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、申請内容は許可基準を満たしており適正であると思われます。
ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 6番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、7番から10番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

7番の説明をします。

農地の立地基準については第3種農地です。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、事業計画書及び土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。

8番の説明をします。

農地の立地基準については第2種農地です。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、申請内容は許可基準を満たしており適正であると思われます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

9番の説明をします。

農地の立地基準については第2種農地です。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、申請内容は許可基準を満たしており適正であると思われます。

10番の説明をします。

農地の立地基準については第2種農地です。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 7番から10番について、何かご質問はありませんか。

委 員 はい、○委員。

議 長 ○番委員。

委 員 地区別協議会において、7番の隣接農地所有者との協議報告書の協議相手が亡くなっているとの指摘がありました。また、隣接農地の管理者に聞いても、協議はしていないとのことでありました。その後、隣接農地の管理者との差替えの協議報告書が提出され、書類上は揃いましたが、以前も同じように協議報告書の中に亡くなられた方の名前が入っていたケースがあり、その時は許可を延期した経緯があったかと思います。

今回、差替えがなされた時点で申請書の書類は揃ったわけですが、こういう事はいかかなものかと思います。

また、8番についても隣接農地所有者との協議報告書が提出されていますが、地区別協議会の時点では、協議はなされていないとのことでした。

今回は、協議報告書に亡くなられた方の名前があることが、農業委員さん、推進委員さんの指摘で判明したが、以前にもこのような事があったかも知れません。このようなことを考えれば、報告書に署名・捺印をしてもらうとか、申請書を作成される個人若しくは組織に、虚偽の申請はあってはならないという厳重な申し入れはできないでしょうか。

事務局 はい、事務局。

議長 事務局。

事務局 審議をお願いする書類ですが、「隣接農地所有者との協議報告書」となっておりまして、同意書ではありませんので、隣接農地所有者の署名・捺印をもらうというのは様式的に適切ではありません。以前は、隣接農地所有者との同意書を提出しなさいとの農水省からの指導がありました。平成10年2月に、申請者に過度な負担を課さないように、一律に同意書を求めないよう指導を受けています。この指導と併せて、同意書に代わるものとして被害防除計画書を添付させるよう指導がありました。つまり、被害防除計画書は申請書に添付してもらい、その一方で、隣接農地所有者へ被害防除計画の内容をちゃんと伝えましたというのがこの報告書です。そういう流れで、同意書が廃止されて報告書になったということです。

ただ、同意書を求めることが出来るケースもあります。隣接農地所有者との紛争が起こることが予想される時など、農業委員会が必要と認めるときには同意書を求めることが出来るとなっております。ただ、一律に求めることはできません。

今回のように、虚偽の報告書を出してきた行政書士が今後出してくる申請書には同意書の提出を求めることが出来ると思います。

委員 はい、○番委員。

議長 ○番委員。

委員 7番については、協議報告書が信用できないので、許可するにあたり同意書の提出を求めてはいかがでしょうか。また、事務局においては、申請時に協議報告書については、十分な確認を行ってほしいと思います。

議長 他に意見はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 それではお諮ります。

7番を許可するに当たり同意書の提出を求める意見に賛成の方、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成でありますので、同意書の提出があった後に許可することといたします。

議長 他に、何かご質問はありませんか。

委員 はい、○番委員。

議長 ○番委員。

委員 8番については、雨水は浸透溜柵により地下に浸透させる計画ですが、浸透溜柵の大きさが分かりません。浸透溜柵の設計図を申請書に添付していただきたいと思います。

議長 ただいまの○番委員の意見にご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 それでは、8番について、浸透溜柵の設計図を申請書に添付していただくよう、事務局お願いします。

事務局 はい、事務局。

議長 事務局。

事務局 はい、8番の申請者に溜柵の設計図を添付してもらうように伝えます。

- 議 長 他に、ご質問はございませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、7番は同意書の提出があった場合には申請どおり、8番から10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、7番は同意書の提出があった場合には申請どおり、8番から10番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、11番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
11番の説明をします。
農地の立地基準については第2種農地です。
担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書及び土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。
ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 11番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、11番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、11番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、12番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
12番の説明をします。
農地の立地基準については第3種農地です。
担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書及び土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。
ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 12番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、12番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、12番は申請どおり許可することに決定いたします。
- (議案第6号) 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願書審議の件」を議題といたします。
事務局から、説明をお願いします。
1番、天神町の畑、2筆、計306.14㎡を借人が使用貸借し、自己住宅1棟を建築することで平成27年4月に許可を受けられた件につきまして、許可後、借人の事情が変わったため住宅を建築する必要がなくなったとのことで、今回許可処分の取消願が提出されております。
以上です。

議長 議案第5号の説明がありましたので、1番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の説明をします。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、現地は畑の状態のままで、許可処分の取消につきましては適正であると思われま

す。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は願出どおり許可を取消することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は願出どおり許可を取消することに決定いたします。

(議案第7号) 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。

議長 事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第7号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を説明します。

1番、小野地区、赤崎町の農地2筆、4,052㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

2番から4番までは、借人が同一の案件です。

2番、小野地区、川内町の農地1筆、895㎡、

3番、小野地区、川内町の農地1筆、1,310㎡、

4番、小野地区、川内町の農地1筆、1,897㎡、計3筆、4,102㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稻、麦、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

5番、小野地区、川内町の農地1筆、3,553㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

6番と7番は、借人が同一の案件です。

6番、中央干拓の農地4筆、44,480㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借4年で借り入れる新規の申し出です。

7番、中央干拓の農地8筆、193,705㎡のうち、4筆、75,025㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借4年で借り入れる新規の申し出です。残りの4筆、118,680㎡は引き続き農業経営を行うため、賃貸借1年3か月で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、玉ねぎ、ねぎ、人参、生姜の生産を主体に経営されています。

8番、中央干拓の農地3筆、58,154㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借1年3か月で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、養豚、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

9番、中央干拓の農地3筆、63,925㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借1年3か月で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、飼料作物、水稻の生産を主体に経営されています。

10番、本野地区、湯野尾町の農地2筆、1,531㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、生姜、長ねぎの生産を主体に経営されています。

11番、長田地区、正久寺町の農地1筆、951㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

12番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、2,730㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、馬鈴薯、人参、大根等の生産を主体に経営されています。

13番、飯盛地区、飯盛町開、飯盛町上原の農地2筆、1,582㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。

申出人は、水稻、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

以上、1番から13番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上です。

議長 議案第7号の説明がありました。1番から13番について、何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から13番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から13番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第8号) 続きまして、関連がありますので、議案第7号の14番から18番、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第7号と議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第7号の14番、諫早地区、幸町の農地1筆、1,981㎡を議案第8号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の15番、小野地区、黒崎町の農地2筆、3,397㎡を議案第8号の2

番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の16番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、2,886㎡を議案第8号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の17番、小長井地区、小長井町新田原の農地2筆、2,028㎡を、議案第8号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の18番、小長井地区、小長井町遠竹の農地1筆、6,022㎡を、議案第8号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、キャベツ等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

以上、第7号議案の14番から18番までの申し出は、農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。

また、第8号議案の1番から5番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

議 長 議案第7号の14番から18番、また、議案第8号の1番から5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第7号の14番から18番を許可し、議案第8号の1番から5番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第7号の14番から18番を許可し、議案第8号の1番から5番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について説明します。

諫早地区から3件、小野地区から3件、有喜地区、真津山地区、長田地区、多良見地区、森山地区から各1件、飯盛地区から2件の届出を受理しています。

届出理由は、いずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について説明します。

諫早地区から1件、小野地区から3件、中央干拓地区から2件、長田地区から1件、飯盛地区から1件、合計8件の通知が出ています。

解約理由としましては、諫早地区の1件は、都合により耕作できなくなったため。

小野地区の3件は、耕作者を変更するため。中央干拓地区の2件のうち1件は、都合により耕作できなくなったため、もう1件は、耕作者を変更するため。長田地区の1件は、自ら耕作するため。飯盛地区の1件は、農地中間管理事業に取り組むためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご説明します。

諫早地区1件、真津山地区1件、計2件の届出が出ています。

1番、西栄田町の畑を通路用地にする届出です。

2番、真崎町の田を通路用地にする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご説明します。

諫早地区2件、小栗地区2件、多良見地域2件、計6件の届出がでています。

1番、西小路町の田を資材置場にする届出です。

2番、西栄田町の畑に共同住宅1棟を建築する届出です。

3番、平山町の畑と雑種地に共同住宅1棟を建築する届出です。

4番、小川町の畑を住宅用地及び通路用地にする届出です。

5番、多良見町中里の田を分譲住宅用地4区画にする届出です。

6番、多良見町木床の畑に自己住宅を建築する届出です。

報告第5号「農業用施設届出書受理の件」について説明します。

1番、本野町の田の一部に農舎1棟を建築し、農舎の前面を進入路にする届出です。

隣接農地はなく周囲への被害の恐れはないと思われま。

報告第6号「農地改良届出書受理の件」についてご説明します。

小栗地区、高来地区から各1件、合計2件の届けが出ています。

改良の理由は、小栗地区が、低地帯で水はけが悪く生産性が低いため、嵩上げし排水改善を行い生産性を高めるため。高来地区が、3枚の畑を1枚にして、農作業の効率を上げるためです。

報告第7号「非農地通知申出書受理の件」について説明します。

諫早地区から1件、多良見地区から3件、小長井地区から1件で、合計5件、筆数8筆、面積11,984㎡の非農地通知の申出を受けております。

いずれも、農地の利用状況調査でB分類、農振白地です。

報告第8号「農地法第32条に基づく利用意向調査の結果及び農地中間管理機構への情報提供」について説明します。

昨年、8月から10月に行った利用状況調査の結果、A分類とされた荒廃農地677筆につきまして、昨年末から所有者に対して農地法32条第1項に基づき利用意向調査を実施しました。

対象者数473人のうち226人から回答があり、対象筆数677筆のうち317筆分の回答がありました。

その中で、農地中間管理機構の利用を希望した203筆については農地法第35条第1項に基づき、それ以外の474筆については農地法運用通知第3の5の(3)に

基づき、農地中間管理機構へ情報提供を行いました。

報告につきましては、以上です。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がありませんので、これらの整理を要するものにつきまして、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件	5件。
議案第2号	農地法第3条許可	11件。
議案第3号	農地法第3条許可処分の取消	1件。
議案第4号	農地法第4条許可	1件。
議案第5号	農地法第5条許可	12件。
議案第6号	農地法第5条許可処分の取消	1件。
議案第7号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	18件。
議案第8号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画	5件。

以上、審議件数は、全部で54件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 それでは、これもちまして、平成30年度諫早市農業委員会第12回総会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

議長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)